

○厚生労働省告示第百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三十号）及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（平成二十六年厚生労働省告示第百八十三号）の一部を次のように改正し、第一の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）」を削り、「下欄の割合を乗じた額」の下に「に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合が百分の五以上である場合には、百分の百五」を加え、同号イ中「八三、六六〇単位」を「八四、〇七〇単位」に、「三三、二〇〇単位」を「三三、七三〇単位」に改め、同号ロ中「六三、

八七〇単位」を「六六、七三〇単位」に、「三二、二九〇単位」を「三三、三七〇単位」に改め、同号ハの(1)から(3)までの規定中「四四、二三〇単位」を「四六、三三〇単位」に、「三一、二二〇単位」を「三二、五〇〇単位」に、「二四、九〇〇単位」を「二五、九二〇単位」に、「一九、八九〇単位」を「二〇、七〇〇単位」に、「一三、六〇〇単位」を「一四、一四〇単位」に、「二四、五七〇単位」を「二五、七四〇単位」に、「一七、九〇〇単位」を「一八、六三〇単位」に、「一三、九九〇単位」を「一四、五五〇単位」に、「一〇、八三〇単位」を「一一、二六〇単位」に改め、同号ハの(4)中「(一)から(五)まで」を「(一)から(三)まで」に、同(4)の(一)中「(二)から(五)まで」を「(二)及び(三)」に、「三、六七〇単位」を「三、八一〇単位」に改め、同(4)の(二)中「一五、〇五〇単位」を「一五、七七〇単位」に、「九、五七〇単位」を「九、九六〇単位」に、「七、四六〇単位」を「七、七七〇単位」に改め、同(4)の(三)中「三、六七〇単位」を「三、八一〇単位」に改め、同(4)の(四)及び(五)を削り、同号ニの(1)中「二九、三〇〇単位」を「三三、二四〇単位」に、「二二、五五〇単位」を「二五、五八〇単位」に、「一六、九六〇単位」を「一九、二四〇単位」に、「一二、五九〇単位」を「一四、二八〇単位」に、「一六、〇一〇単位」を「一八、一六〇単位」に改め、同(2)中「七、五二〇単位」を「八、五四〇単位」に改め、同(3)中「一九、一三〇単位」を「二一、七〇〇単位」に、「一五、八八〇単位」を「一八、〇一〇単位」に、「一二、五〇〇単位」を「一四、一八〇単位」に、「九、六〇〇単位」を「一〇、九〇〇単位」に、「七、五二〇単位」を「八、五四〇単位」に、「一六、〇一〇単位」を「一八、一六〇単位」に改め、同(4)を次の

ように改める。

(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）

二、三五〇単位

第二号ホ中「(1)から(4)まで」を「(1)から(3)まで」に、同ホの(1)中「(2)から(4)まで」を「(2)及び(3)」に、「二五、〇七〇単位」を「二五、九六〇単位」に、「一八、二六〇単位」を「一八、九一〇単位」に、「一二、四六〇単位」を「一二、九一〇単位」に、「八、〇〇〇単位」を「八、二八〇単位」に、「六、三二〇単位」を「六、五四〇単位」に、「五、五七〇単位」を「五、七七〇単位」に、「一一、五四〇単位」を「一一、九五〇単位」に改め、同ホの(2)中「及び(4)」を削り、「二二、二〇〇単位」を「二二、九九〇単位」に、「一五、四三〇単位」を「一五、九八〇単位」に、「九、六四〇単位」を「九、九八〇単位」に、「五、一二〇単位」を「五、三一〇単位」に、「三、四八〇単位」を「三、六一〇単位」に、「二、六九〇単位」を「二、七九〇単位」に、「八、六六〇単位」を「八、九七〇単位」に改め、同ホの(3)中「(4)に掲げる者を除く。」を削り、「一九、五四〇単位」を「二〇、二四〇単位」に改め、同ホの(4)を削り、同号へ中「二、一二〇単位」を「二、一九〇単位」に改め、同号ト中「一一、九八〇単位」を「一二、四一〇単位」に、「八、七〇〇単位」を「九、〇二〇単位」に、「六、八〇〇単位」を「七、〇五〇単位」に、「三、〇九〇単位」を「三、二〇〇単位」に、「一〇、五六〇単位」を「一〇、九四〇単位」に、「七、二九〇単位」を「七、五五〇単位」に、「五、三四〇単位」を「五、五四〇単位」に改め、同号チ中「

八、四四〇単位」を「八、七四〇単位」に、「五、一六〇単位」を「五、三五〇単位」に、「三、二六〇単位」を「三、三八〇単位」に改め、同号り中「一一、三三〇単位」を「一二、〇八〇単位」に改め、「及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）」を削り、「三、一〇〇単位」を「三、三一〇単位」に改める。

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千百八
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

第二 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（平成二十六年厚生労働省告示第百八十三号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第一条三号」を「第一条第三号」に、「第二条二号」を「第二条第二号」に、「第一条二号」を「第一条第二号」に、「第二条一号」を「第二条第一号」に改める。